

売りたい・買いたいをマッチング

H19~R6
成約実績
150件

宅地・建物データベース

空き家バンク

登録ガイド

売りたい



買いたい

借りたい



まずは「鹿角暮らし」HPをチェック

🌐 <https://kazuno-gurashi.jp/>



鹿角市 空き家バンクの特徴

登録・掲載料

「無料」

物件探しの方へ
アプローチ

移住者向け
Webサイトに掲載

空き家バンク物件
改修費補助※あり

※対象県外からの移住者が
掲載物件の改修を行う場合

申し込み・ご相談先

※市委託先

NPO法人かづのclassy（クラッシィ）

〒018-5334

秋田県鹿角市十和田毛馬内字下小路51-8

☎ お電話またはメールにてお問合せください

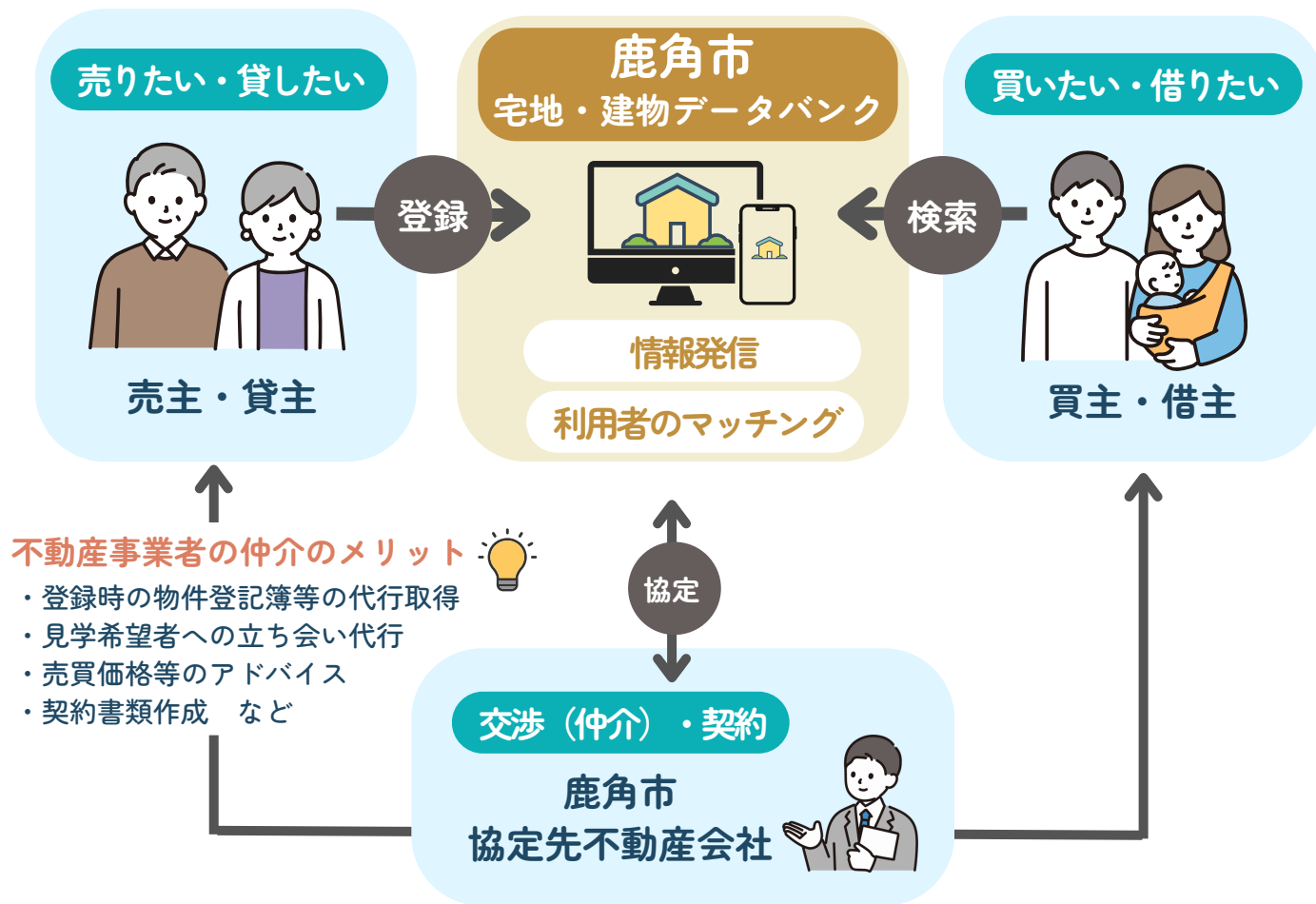
☎ 090-7329-0191

メール：kazuno.akiyabank@gmail.com

受付時間：平日 9：00～17：00

空き家バンク制度（宅地・建物データベース）のイメージ

鹿角市内の空き家を「売りたい・貸したい」所有者と、それらを「利用したい」希望者のマッチングをお手伝いする制度です。登録希望者から、空き家バンクの登録申し込みを受けて、市のホームページ（「鹿角暮らしHP」）に公開し、利用希望者へ情報提供を行い、マッチングをお手伝いしています。



✓ データバンク制度は 物件の紹介をお手伝いする制度 です

市では内見立ち会いや契約等の仲介業務は行いません

このことから、登録の際は、仲介業務を一括して行う不動産仲介をご案内しています。登録時は無料で、契約成約後に売買金額や賃貸金額に応じた法定額の手数料を不動産事業者へお支払い頂くこととなります。詳しくは不動産事業者へお問合せください。

どんな物件だと登録できるの？

セルフチェック事項

空き家バンクは、売買トラブルを防ぐため、次の項目を満たした物件の登録を基本とします。

※詳細について、確認したい方はご相談ください

- ✓ 相続登記が済んでいる
- ✓ 抵当権が設定されていない
- ✓ 改修すれば住める建物である
- ✓ 物件は公道に接している



空き家バンクの登録の流れ

【登録希望者】

「空き家バンクに登録したい」
「登録方法について知りたい」



空き家バンク担当の専用ダイヤルとなります



NPO法人 かつのclassy (クラッシー)

090-7329-0191

メール：kazuno.akiyabank@gmail.com

繋がらない場合は、折り返しのご連絡となりますので、ご了承ください。

1

相談・事前申込

市委託先：NPO法人かつのclassyへ相談

- 登録条件を満たしているかを聞き取り
- 現地確認の日時調整
- ・登録条件については、p.4を参照してください

2

現地確認



- ・HP掲載用写真（屋内外）の撮影
- ・申請書類の配布、ご案内

- NPO法人の職員が現地確認に伺います

- ・鍵のお預かりはしておりません。
- ・「申請者」または「鍵を託している管理者」の現地立ち会いをお願いします。

3

登録申請・審査

- ・NPOを介して、市へ申請書類を提出
- ・市で登録内容の審査を行います



- 申請書類をご提出いただきます

- ・不動産事業者の仲介事業者は、下記の「協定締結不動産事業者」から選択してください。

※注意 R7年度から、新規に登録する物件は

「**不動産事業者の仲介が必須**」となります

- ・仲介先をお任せされる場合は、市で抽選により選定しますので、お時間を頂戴します

4

登録完了・HP公開



- ・審査後、「登録完了通知」を送付します
- ・市HP：「鹿角暮らし」へ掲載します

- 登録完了後、不動産事業者のホームページや窓口でもご案内を開始します

- ・問い合わせがあった際には、不動産事業者を介して、登録者へ連絡が入ります。

「物件の詳細を確認したい」
「内見を申し込みたい」

【購入者向け】

(1)不動産事業者「仲介あり」の物件
→掲載物件の備考欄に記載の連絡先へ

(2)仲介なし物件
→市・政策企画課（裏面連絡先）まで連絡



仲介業者リスト

鹿角市との協定締結 不動産事業者

- ・(有)たくみ不動産
- ・アルス(株)
- ・(株)山麓管理サービス
- ・(有)サンケイ土地
- ・セキワ土地建物
- ・(有)大晋建設
- ・(株)大和地所
- ・(有)日鹿不動産
- ・(有)ランドハウス日総
- ・(株)プラウド

5

内覧～成約

- ・物件の問合せは、仲介する不動産事業者を介して、登録者さまへご連絡が入ります。
- ・契約等の手続きについても不動産会社が介しますので、市では介入いたしません。

よくあるご質問

Q 物件を市に寄付したい。

A 市では不動産の寄附を受け付けておりません。

Q 売却価格はタダでも良い。欲しい人にあげたい。

A 無償譲渡は、贈与税が発生する場合があります。
また、極端に低額での売却の場合、低額譲渡とみなされ、本来の時価額での所得税がかかる場合があります。価格については、仲介不動産事業者へ相談してください。

Q 仲介は希望したくない。手数料の差はあるのか？

A データバンクの登録にあたり、トラブル防止のため、**不動産事業者の仲介を必須**としております。なお、手数料については、法定額で決められておりますので、ご確認ください。

Q 生活用品や家具が片付けられないまま残っているが、登録できるか？

A そのままご登録頂けます。現地確認時に、生活用品の有無や修繕の必要な個所などを確認します。

Q 登録申請者は、必ず所有者である必要があるか？

A 登録申請者は、**親族などの管理者でも構いません**。ただし、物件の所有者（登記簿上）は、相続登記がなされている必要があります。
※亡くなったの方の名義となっているままでは登録はできません。

Q 市外の不動産事業者へ登録しているが、データバンクへも登録できるのか？

A 原則、**協定先の不動産事業者が取り扱う不動産のみ**となります。

Q 登録を断られる場合はあるか？

A 事前に現地確認をさせていただき、老朽度や危険個所等を確認した上で、申し込み手続きに進んで頂きます。**審査で問題がなければ登録**となります。
（登録完了時に通知でお知らせいたします）
なお、**不動産事業者が取り扱えないような物件は登録をお断りする場合があります**のでご了承ください。

データバンク制度に関する問い合わせ

鹿角市役所 総務部 政策企画課
鹿角ライフ促進班

〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1

電話 : 0186-30-1310

メール : k-life@city.kazuno.lg.jp

受付時間 : 平日8:30~17:15

※データバンクのお申込みについては
市委託先・NPO法人かづのclassyへお問合せください
(表紙の連絡先)

- 移住者支援制度について
- データバンク物件の改修費補助について
- データバンク登録済み物件のご相談